

走錨による海難に注意！

平成30年9月 台風の影響によりタンカーが走錨
関西国際空港連絡橋に衝突する海難が発生しました。

瀬戸内海では、数多くの島々に囲まれ陸岸までの
距離が近いことから走錨すれば、乗揚げや陸上・海上
施設への衝突の恐れも高く、結果、最悪の場合、
同施設の機能喪失やライフラインの寸断も考えられます！

走錨による海難を防ぐため、
次に挙げるポイントなどに注意して、

走錨対策を万全にして下さい！！

主なポイント！！

- **最新の気象情報**の入手
- 常時**適切な見張り**
(自船及び他船の走錨監視)
- 適切な**錨地の選定**と、**錨鎖の使用**
- **国際VHF(ch16)**の常時聴守と
AISの常時作動
- 陸上・海上施設、他船などとの**十分な距離の確保**
- **エンジンのスタンバイ**と乗組員の**即応待機**



第六管区海上保安本部交通部航行安全課
TEL：082-251-5111 (代)

広島ガス(株)廿日市工場周辺海域における 荒天時の走錨等に起因する事故の防止対策

平成30年9月、台風の影響によりタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋へ衝突した事故を受けて、第六管区海上保安本部では「広島ガス株式会社廿日市工場」周辺海域における事故の再発防止策として令和元年7月から以下の対応を始めます。

対象海域



広島港広島ガス廿日市シーバース灯(広島ガス(株)廿日市工場荷役棧橋中央部)を基点とする**半径3マイル**に囲まれた円内の海域



走錨に
注意!

対象期間

広島港において**第二警戒態勢(避難勧告)**が発令された時から解除されるまでの間。

対象船舶

AISを搭載した**総トン数100トン以上**の錨泊船舶(ちちゅう※を含む。)

※「ちちゅう」とは、舵効を失わない程度にエンジンの前進力を使い、風浪を少し船首斜めに受けてその場にとどまる方法

事故防止対策

上記対象海域を『監視・指導強化海域』と整理し、以下の対策を講じます。

- ▶対象海域内の錨泊船舶に対する来島海峡海上交通センターからの**AISメッセージ**(走錨の注意喚起)の発出
- ▶対象海域内の錨泊船舶に対する国際VHF又は船舶電話による**情報提供**
- ▶走錨が疑われる対象船舶に対する国際VHF又は船舶電話による**走錨の確認**

※本件は、錨泊中の船橋当直業務(見張り)を代わりに行うものではありません。錨泊中の船橋当直業務は各船において確実に実施してください。

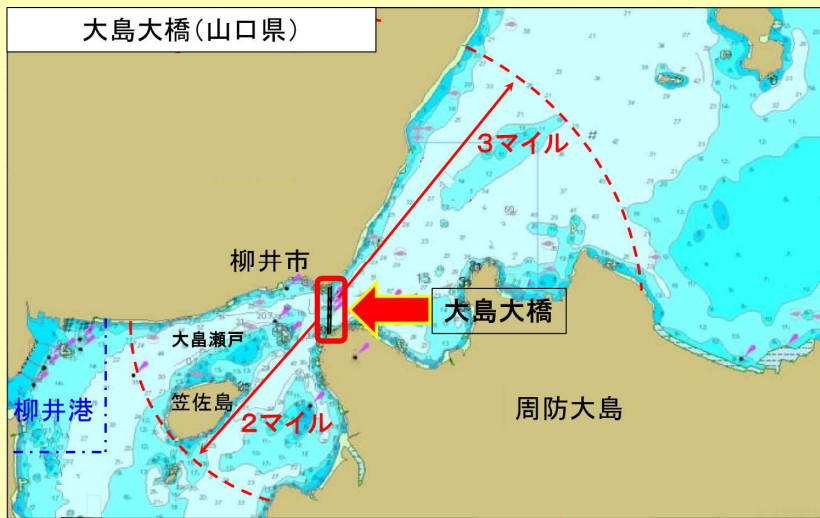


第六管区海上保安本部
JAPAN COAST GUARD

大島大橋周辺海域における 荒天時の走錨等に起因する事故の防止対策

平成30年9月、台風の影響によりタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋へ衝突した事故を受けて、第六管区海上保安本部では「大島大橋」周辺海域における事故の再発防止策として令和元年7月から以下の対応を始めます。

対象海域



大島大橋の西側海域

大島大橋橋梁灯C一灯（同大橋西側中央部）を基点とする半径2マイルの円内海域

大島大橋の東側海域

大島大橋橋梁灯C二灯（同大橋東側中央部）を基点とする半径3マイルの円内海域

対象期間

柳井港および付近海域台風・津波対策協議会から**第二警戒態勢（避難勧告）**が発令された時から、同協議会によって解除されるまでの間。

対象船舶

AISを搭載し、且つ**総トン数100トン以上**の錨泊船舶（ちちゅう※を含む。）

※「ちちゅう」とは、舵効を失わない程度にエンジンの前進力を使い、風浪を少し船首斜めに受けてその場にとどまる方法

事故防止対策

上記対象海域を『監視・指導強化海域』と整理し、以下の対策を講じます。

- ▶ 対象海域内の錨泊船舶に対する来島海峡海上交通センターからの**AISメッセージ**（走錨の注意喚起）の発出
- ▶ 対象海域内の錨泊船舶に対する国際VHF又は船舶電話による**情報提供**
- ▶ 走錨が疑われる対象船舶に対する国際VHF又は船舶電話による**走錨の確認**

※本件は、錨泊中の船橋当直業務（見張り）を代わりに行うものではありません。錨泊中の船橋当直業務は各船において確実に実施してください。

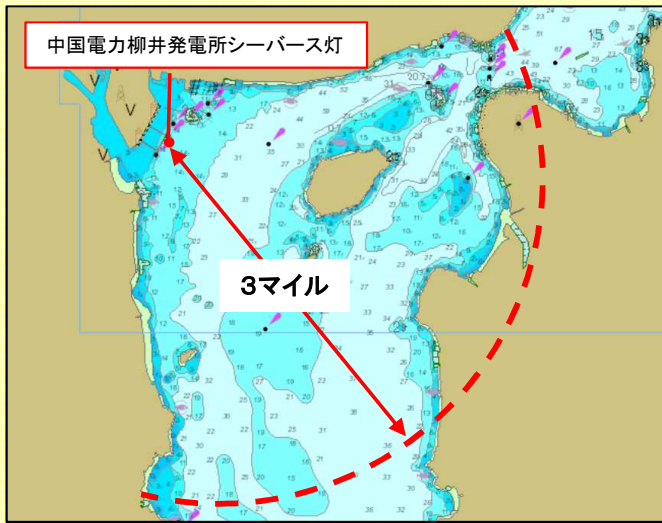


第六管区海上保安本部
JAPAN COAST GUARD

中国電力（株）柳井発電所周辺海域における 荒天時の走錨等に起因する事故の防止対策

平成30年9月、台風の影響によりタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋へ衝突した事故を受けて、第六管区海上保安本部では「大島大橋」周辺海域における事故の再発防止策として令和2年7月から以下の対応を始めます。

対象海域



中国電力柳井発電所シーバース灯
(中国電力(株)LNG揚液栈橋中央部)を基点とする**半径3マイルに
囲まれた円内の海域**



走錨に
注意!

対象期間

柳井港において**第二警戒態勢(避難勧告)**が発令された時から解除されるまでの間。

対象船舶

AISを搭載した**総トン数100トン以上**の錨泊船舶(ちちゅう※を含む。)

※「ちちゅう」とは、舵効を失わない程度にエンジンの前進力を使い、風浪を少し船首斜めに受けてその場にとどまる方法

事故防止対策

上記対象海域を『監視・指導強化海域』と整理し、以下の対策を講じます。

- ▶ 対象海域内の錨泊船舶に対する来島海峡海上交通センターからの**AISメッセージ**(走錨の注意喚起)の発出
- ▶ 対象海域内の錨泊船舶に対する国際VHF又は船舶電話による**情報提供**
- ▶ 走錨が疑われる対象船舶に対する国際VHF又は船舶電話による**走錨の確認**

※本件は、錨泊中の船橋当直業務(見張り)を代わりに行うものではありません。錨泊中の船橋当直業務は各船において確実に実施してください。



第六管区海上保安本部
JAPAN COAST GUARD